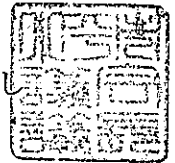




平議発第27号  
令和6年6月24日

小平市教育委員会  
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和6年7月8日までをお願いいたします。

令和6年6月24日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会

会派代表者名 伊藤央

質問者名 安竹洋平

## 文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

### 1 質問項目

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員長及び副委員長は、市教育委員会と利害関係を有する等の理由から、いじめ重大事態調査の委員としては不適任であり、交代を求めることについて

### 2 質問の理由及び趣旨

小平市教育委員会（以下、市教委と呼ぶ）いじめ問題対策委員会（以下、対策委員会と呼ぶ）の新藤久典委員長と中村一哉副委員長は、教育に専門性をお持ちだ。しかし、いじめ重大事態の調査において第三者とは言えない立場にある。また同副委員長は、いじめの定義を理解されていないと思われる発言をされていた。そのため、いじめ重大事態被害者の保護者と私は、いじめ重大事態の調査に関する対策委員会の委員からお二人を外すよう求めてきた。対する市教委は、公平、中立に職務を全うしているため交代は考えていないとしている。

今回、次に示す3つの文献に記載されている「第三者とは言えない事例」の複数の事例に、まさにお二人の立場が該当していることが判明した。以下、文献名に続いて該当箇所をA～Eにまとめた（括弧書きは一部省略し、下線は追加した）。

#### 【文献】

① 永田憲史関西大学教授による書籍『逐条解説「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」』

② 小西洋之参議院議員による書籍『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』

③ 日本弁護士連合会による「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」

（永田氏はいじめ防止対策推進法の研究者で、小西氏はいじめ防止対策推進基本法案立案の実務責任者）

#### 【該当箇所】

- A) ①「当該重大事態が発生した公立学校の設置者等と契約関係があった若しくはある者又は法人の代表者、従業員若しくは構成員等は、利害関係があることから、第三者とは言えない」、②「学校の設置者等といわゆる庇い合いやもたれ合いなどの関係にありうると指摘されるおそれのある者などは委員としての適格性を欠く」、③（利害関係の例として）「第三者調査委員会を設置した地方公共団体との間に顧問契約又はこれに類する継続的契約関係を取り結んでいる場合」。
- B) ①（Aの事例の一つとして）「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときに設置されたE市の常設の附属機関の委員は、重大事態となる前後を問わず、当該いじめ事案について、教育委員会等から情報提供を受けていなくとも、E市教育委員会と契約関係という利害関係があるから、第三者とは言えない」。つまり常設の対策委員会委員は第三者とは言え

ないということ。

- C) ①「当該重大事態が発生した公立学校のみならず、同一都道府県内の政令指定都市を除く市町村立の学校及び政令指定都市を除く同一都道府県立の学校で過去に教職員であった者又は現在教職員である者は、所属が同一であるから、当該重大事態に関係した教員と直接の人間関係があると言えるため、第三者とは言えない」、②「これらの者に類するもの（同一の教育委員会の所管の学校の元教員）についても適格性と認めることは困難である」。
- D) ①「当該いじめ事案が発生した公立学校の設置者である市区町村が所在する都道府県の教育委員会は、重大事態において当該市区町村の教育委員会との間で相談、支援、技術的な助言、勧告、必要な資料の提出を求めること、指導、助言、援助を行うことがあるから、当該都道府県の教育委員会で過去に職員であった者又は現在その職員である者（いずれも教育委員を含む）は、学校や当該重大事態に関係した教員と直接の人間関係があると言えるため、第三者とは言えない」。
- E) ①「文部科学大臣は、当該いじめ事案が発生した公立学校の設置者である市区町村が所在する都道府県の教育委員会と同様に、重大事態において当該市区町村の教育委員会との間で相談又は支援等を行うことがある。また、文部科学大臣は、当該市区町村の教育委員会に対して、是正の要求又は指示を行うことがある。それゆえ、文部科学省で過去に職員であった者又は現在その職員である者は、第三者とは言えない。」

なお②には「これらの者は、地域の実情等により真にやむを得ない場合であっても、①その理由が被害児童等やその保護者などに明示され、それについての同意が得られるとともに、かつ、②あくまでも委員としてではなく、助言者等の位置付けにとどめるべきもの」とも記載されている。

新藤氏は平成 26 年度から令和 4 年度の 10 年間に渡り、小平市教育委員会事務の点検及び評価報告書に学識経験者の意見を寄せ、市から報酬を得ているため A に該当する。また同氏が市功労者として例年市から表彰を受けていることも第三者性に疑義を生じさせている。新藤氏と中村氏はいずれも常設の対策委員会委員であるため B に該当し、過去に都内公立校の教員をされたり、都内公立校の学校長をされたりしていたことから C にも該当する。なお、お二人は東京都中学校長会の会長や副会長も務められていた。また、新藤氏は過去に東京都教育委員会の指導主事、主任指導主事・管理主事をされ、中村氏は東京都の教育行政職をされていたことから D に該当する。新藤氏は文部科学省の学校業務改善アドバイザーを務められていたことから E に該当するとも考えられる。

以上のように多くの事項について、お二人が第三者とは言えないことを示しているため、以下質問する。

- (1) 上記理由により、新藤氏及び中村氏にはいじめ重大事態の調査における対策委員会の委員から速やかに外れていただく必要があると考えるが見解は。
- (2) 対策委員会設置の決裁権者が教育長であることは小平市教育委員会事案決裁規程で規定されているが、対策委員会委員の任命権者はどの規程等で規定されているか。また任命権者は教育長でよいか。
- (3) 対策委員会委員の任命権者は、対策委員会の委員として第三者性が満たされる要件を把握しているか。具体的に何が要件となるか。
- (4) 対策委員会の副委員長が「加害者がいじめとして認識していない場合、場合によってはいじめとして認定できないこともある」と被害者の保護者に説明した問題について、同委員の任命権者はどう捉えているか。



平教教指収第509号  
令和6年7月8日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会  
教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 2から4の理由により、いじめ問題対策委員会委員の第三者性は担保され、公平、中立に職務遂行を行っていることと捉えていることから、現在のところ委員長及び副委員長の交代は考えておりません。
- 2 小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例第13条において、対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員8人以内をもって組織すると規定されておりますので、教育委員会が委嘱しております。
- 3 第三者性が満たされる要件は、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等で示されているとおり、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であると捉えております。その解釈につきましては、御指摘いただいた文献に限らず、総合的に判断しております。
- 4 御指摘のあった副委員長の発言について、全ての委員はそれぞれの専門性を有しており、当然のことながら、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義等を踏まえた発言であると捉えております。